

令和8年4月から、保険診療の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に併用して行う先進医療に係る費用の助成を開始します。詳細は以下をご確認ください。

1. 助成対象者 次の要件を全て満たす方

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦（事実婚含む）であること
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 助成金の治療開始から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が八代市住民基本台帳（外国人含む）に記載され、申請日以降において本市に1年以上継続して居住する意思が有ること
- (4) 夫婦のいずれも市税等の滞納がないこと（納税状況を担当課に照会します。）
- (5) 他の市区町村で、今回の申請に係る助成金等の給付を受けていないこと

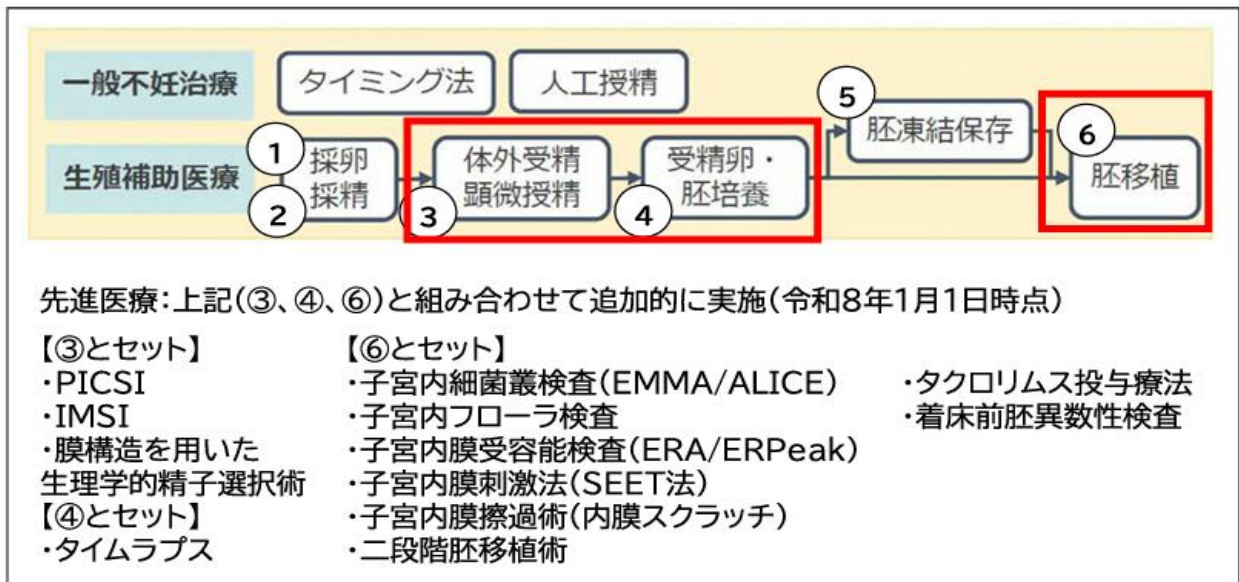
2. 助成内容

保険診療の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と組み合わせて実施した下図の先進医療にかかる費用。

- (1) 令和8年4月1日以降に実施した先進医療が対象です。
- (2) 保険診療の不妊治療とは別に、先進医療による治療が単独で行われた場合は対象外です。
- (3) 対象となる先進医療は、厚生労働省が告示したものであり、先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関で実施されたものに限ります。最新の医療技術については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan03.html>

- (4) 一組の夫婦に対する助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし5万円を上限として助成します。



3. 助成申請に必要な書類

- (1) 八代市不妊治療における先進医療費助成金給付申請書（様式第1号）
 - (2) 八代市不妊治療における先進医療費助成金給付受診等証明書（様式第2号）
 - (3) 領収書・明細書の写し
 - (4) 口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し
- ※(5) 夫婦いずれかが八代市以外の住所の場合、住所地発行の「未納がない証明書」（納税証明書等）
- ※(6) 申立書（事実婚の方） 注：※は対象となる方のみ提出してください。

※申請書等は、八代市ホームページよりダウンロードできます。 ⇒

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00315044/index.html>



※裏面に続く

4. 助成申請書の提出期限

生殖補助医療を終了した日の属する月の初日から起算して1年以内の日まで受け付けます。

5. 助成金の給付決定等

助成が決定した場合、給付決定通知書を送付し、助成金は申請書にご記入の口座に振り込みます。

なお、助成要件を満たしていない等の理由で助成しないことを決定した場合、不決定通知書を送付します。

【問合せ・申請先】

八代市役所 健康推進課（市役所2階10番窓口）

住所：〒866-8601八代市松江城町1-25、電話：0965-33-5116